

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い外来がん治療認定薬剤師の認定について特例を定める規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第9号
制定：令和2年6月19日

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定規則（日本臨床腫瘍薬学会規則第5号、以下「規則」という。）について、令和2年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生のために集合形式の研修会、試験等の実施が困難になっていることに対応した特例を定めるものである。

(新規認定および認定更新の休止)

第2条 外来がん治療認定薬剤師の新規認定および更新の申請の受付を、令和2年の間、休止する。

(認定期間の延長)

第3条 規則第9条第1項の規定にかかわらず、平成30年、31年および令和2年に認定した外来がん治療認定薬剤師の認定の期間は4年間とする。

(更新期限を延長されている者の認定の延長)

第4条 規則第9条第3項により令和2年4月1日の時点で更新の期限の延長を認められている者について、令和3年4月1日から1年間、外来がん治療認定薬剤師として認定を延長する。

(認定更新の手続きでの算入期間の延長)

第5条 規則第10条(1)、(2)、(3)および(4)の規定の「3年間」は、令和3年から令和5年までの間の更新の手続きに限って「4年間」と読み替える。

2 規則第3条(5)に定める講習または研修の履修期間は令和3年から令和5年までの間の新規認定手続きに限って4年間とする。

(その他)

第6条 前各条に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

第7条 この規則は令和2年6月20日から施行する。